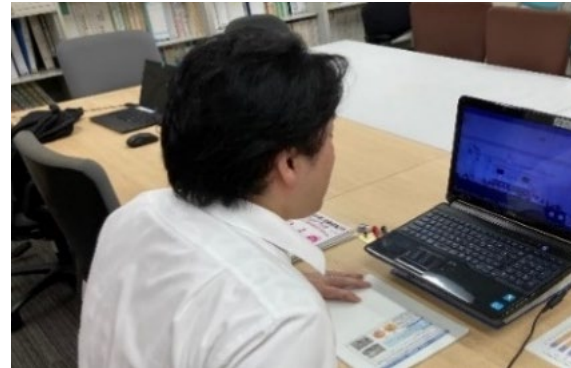


オンライン研修の実施

- 内閣府地方分権改革推進室では、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、従来の対面形式での研修に加え、WEB会議システムを用いたオンライン研修(座学、グループワーク)を実施。(令和2年度実績 計18回)

<富山県研修(座学)の様子>



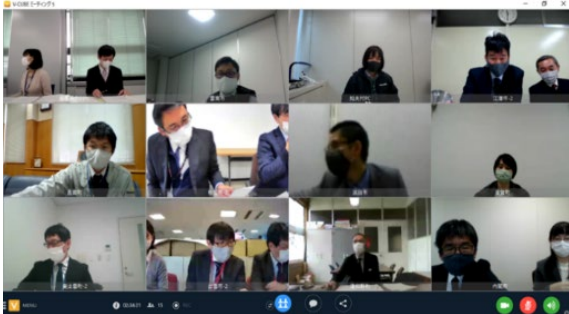
※内閣府講師は東京から講義

<広島県研修(グループワーク)の様子>



※内閣府講師はリモートで議論に参加

<島根県研修の様子>



※受講者は各市町村庁舎から参加

- 幅広いWEB会議システムでの実績があります
(Skype for Business、Zoom、Teams、Webex、V-cubeなど)
- 座学に加え、グループワークにも対応しています
- オンライン環境があれば、自席からの研修受講も可能です

提案検討の支援ツールの充実

○ 内閣府では、地方公共団体の提案検討の後押しと国民への情報発信を行うため、ハンドブックや成果事例動画等の提案検討の支援ツールを適宜充実させている。（内閣府HPにて公開）

① 地方分権改革・提案募集方式 ハンドブック

提案の検討方法や支障事例の考え方等、地方が求める実践的なノウハウを幅広く掲載。

全地方公共団体に配布



② 地方分権改革・提案募集方式 取組・成果事例集

提案募集方式を活用し、国の制度改正等が実現した地方公共団体の取組と住民サービス向上等の成果を多数取りまとめ。

全地方公共団体に配布



③ 提案募集方式の成果事例動画、 政府インターネットテレビ

提案募集方式による住民サービス向上の事例の取材映像を交えながら、分かりやすく同方式を紹介。



④ 地方分権改革e-ラーニング 講座

地方分権改革の歴史や提案募集方式を、いつでも、誰でも学ぶことができる。有識者が分かりやすく解説。



⑤ 提案募集方式データベース

これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理し、提案検討時等に過去の提案状況を簡易検索できる。

⑥ 地方分権改革・提案募集方式 に関する学習動画

地方分権改革・提案募集方式に関する基礎を学ぶための学習動画を作成。地方分権改革の考え方や提案募集方式の概要、成果事例などについて、いつでも、誰でも学ぶことができる。

提案募集方式データベースの案内

- 当室ホームページにて、提案の検討を支援するためのデータベースを公開中。
提案の検討に当たりヒントを得たい、担当分野に関連する過去の提案を確認したい等、目的に応じて利用できる。是非積極的にご活用いただきたい。
- 公開ページURL (<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/database.html>)

【エクセル版の使い方】

- ① フィルター機能を使って、年度別、分野別等での検索が可能です。
- ② 提案毎の調整結果(閣議決定における記載内容)の確認が可能です。
- ③ 各提案内容をPDFにまとめた「個票」の確認が可能です。

年	年別管理番号	分野	提案団体の属性	提案団体	関係府省	提案区分	根拠法令等	提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	提案年における最終的な調整結果(個票等)
R1	1	03_医療・福祉	福村	新篠津村	内閣府、厚生労働省	B 地方に対する規制緩和	子ども・子育て支援法	自営業者の子どもに係る保育認定基準の明確化等	子ども・子育て支援法における未就学児の認定区分について、自営業(特に農家)の子どもに認定に際しての全国(特に農家等の自営業者が多い地域)の事例周知、自営業の場合のモデルケースの周知等を求める。	当村は、自営業(農家)の方が多く、保育の必要量の認定に際し、就労により「家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの」として保育認定を行う判断に苦慮している。当村としても、不公平感のないよう留意しつつ認定作業を行っているが、農家の作業時期や就労環境によっては、自宅に保護者がいる場合もあり、他の保護者から、保育所に通わせるのはおかしいのでは、といった問合せが寄せられることがある。	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu0301a.html

例

フィルター機能をクリック

対応方針(閣議決定)記載内容(提案年におけるもの)	最終の対応方針(閣議決定)記載内容	措置の概要	資料等	URL	国の担当部局
5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とする。	<令元> 5【国土交通省】 (1)鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み(令和元年12月10日付け国土交通省鉄道局施設課長通	踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としていないことや鉄道の安全・安定輸送の確保が図られることを十分に確認した上で、関係者の合意が得られた場合に新設ができるものであることを明確にし、通知した。	【国土交通省】踏切道の新設に係る取り扱いについて(令和元年12月10日付け国鉄施第214号)	https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/teianbosyu/2019/teianbosyu0301a.html	国土交通省鉄道局施設課

最終の対応方針や関係資料等も閲覧可能に

地方公共団体の提案のきっかけと支障事例の発見の仕方（アンケート）

○ 提案に至った地方公共団体が、事前相談したきっかけや支障事例の把握に関する取組についてアンケート調査したところ、「とりまとめ部署の働きかけ」、「普段の業務の中での問題意識」を挙げる回答が最も多くみられ、職員が日頃から課題発見を意識して組織的に取り組むことの重要性がうかがわれる。

(1) どのような取組が事前相談の提出に結びついたと考えられるか

回答上位項目（複数回答）

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

とりまとめ部署による働きかけ

58.6%

内閣府の各種支援（訪問、電話、研修、ハンドブック等）

40.0%

事業所管部署の意識の定着

28.6%

職員による改善提案制度など、改善、提案吸い上げの取組み

27.1%

地方公共団体独自の研修

15.7%

(2) 支障事例をどのようにして発見したか

回答上位項目（複数回答）

0.0% 20.0% 40.0% 60.0%

普段の業務の中での問題意識として考えていた

70.0%

当事者（職員、事業者、利用者等）の意見・要望等

57.1%

都道府県や国への要望、庁内の予算査定事項

35.7%

他地方公共団体との関係（日常的やりとり、会議等）

22.9%

首長、上司からの指示

17.1%

提案募集方式に対する地方公共団体の声・認知度（研修アンケート）

○内閣府で令和2年に実施した地方公共団体の職員向け研修の受講者アンケートによると、提案募集方式の認知度は27.6%。

○研修受講者からは「これまで国の制度で決まっているから仕方ないと思っていたが、今後は提案募集方式により変えられないかと考えながら業務に取り組みたい」等の声が寄せられている。

<受講者アンケート集計結果>

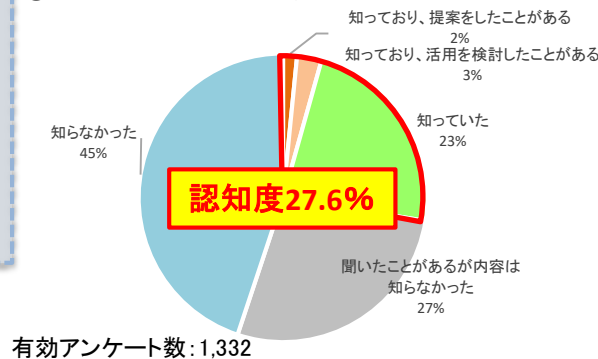
○提案募集方式の認知度：27.6%

○研修の満足度：93.4%

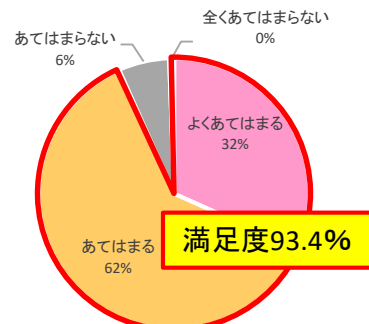
○職場の同僚に同様の研修を勧めたい：90.4%

（集計期間：2020年1月～12月）

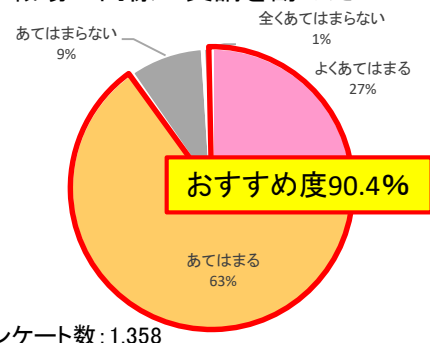
① 研修受講前に提案募集方式を知っていたか



② 研修プログラム全体に満足したか



③ 同様の研修が開催される場合、職場の同僚に受講を勧めたいか



<地方公共団体の受講者の主な意見>

<好意的な意見>

○これまで国の制度で決まっているから仕方ないと思っていたが、今後は提案募集方式により変えられないかと考えながら業務に取り組みたい。

○担当課が内閣府へ直接相談できることや早ければ1年以内に実現できることなど、課題解決のツールとして有用だと感じた。

<改善点を含んだ意見>

○地方分権は聞いたことがあったが、提案募集方式は知らず、提案がかなり実現されていることも知らなかった。制度の周知徹底と意識改革により提案は増えると思う。

○提案をひとりで行うことは困難。施策効果は大きいので、人数、時間をかけてでも、組織全体で取り組んでいくことが重要。